令和７年度

# 監査のあらまし

静岡市監査委員

令和８年11月



## ――― 目　次 ―――


１　監査委員制度と委員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　監査委員、監査委員事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
●令和７年度の監査委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
●監査委員協議会の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
●監査等に要する経費（令和７年度決算額）・・・・・・・・・・・・・・・　6
●監査委員事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
３　監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
４　年間計画、監査等の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
５　監査等の実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
６　監査等の実施状況及び結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
●定期監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
●学校監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
●工事監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
●行政監査（テーマ監査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
●財政援助団体監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
●出資団体監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
●指定管理者監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
●決算審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31
●財政健全化法に関する審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
●内部統制評価報告書審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
●例月現金出納検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
７　住民監査請求監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43
８　外部監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46




カンガルーの監司（かんじ）

# 1　監査委員制度と委員の役割

地方公共団体における監査は、それぞれの地方公共団体に置かれる執行機関のひとつである監査委員が行っています。

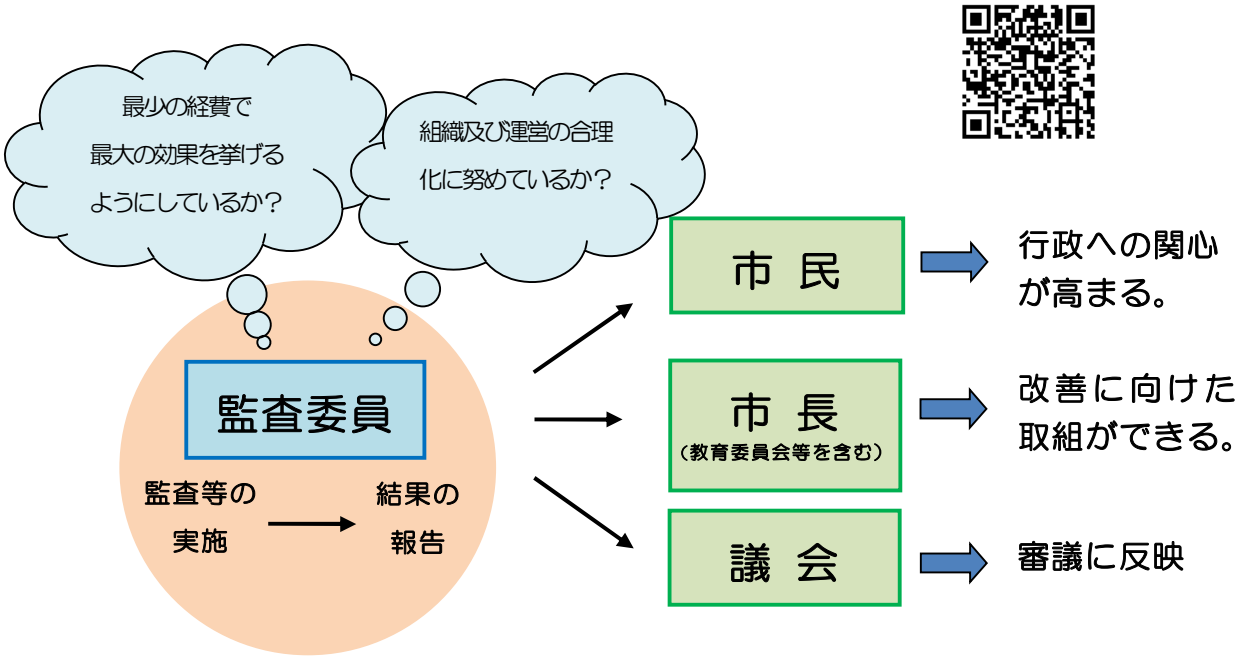
監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。監査委員の定数は地方公共団体により異なりますが、政令指定都市である静岡市では４人（識見を有する者から選任される識見委員２人と議員から選任される議選委員２人）となっており、合議制の「監査委員会」ではなく、各委員が独立して権限を有する独任制が採られています。

監査委員は、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、法令や条例に違反していないか、また、経済性、効率性、有効性の観点から適切に実施されているかといった観点により監査等を実施し、これにより、市行政の適法性や妥当性を高めることを目的としています。

監査等の結果は、市長や議会、教育委員会などの関係のある委員会や団体に対して報告するとともに、市民の皆さんには、市報に登載するほか、静岡市のホームページで広くお伝えしています。

市報は、各区役所の市政情報コーナーや図書館等のほか市のホームページで閲覧できます。

**静岡市のホームページ＜監査＞☞**　https://www.city.shizuoka.lg.jp/p000299.html



# 2　監査委員、監査委員事務局

● 令和７年度の監査委員

| 区　分 | 氏　　名<br>（就任期間） | 備　考 | |
|---|---|---|---|
| 識見委員<br>代表監査委員 | 深　澤　俊　昭<br>（R7.4.1～） | 元市職員<br>（市民局長） | 常　勤 |
| 識見委員 | 白　鳥　三和子<br>（H31.4.24～） | 公認会計士 | 非常勤 |
| 議選委員 | 堀　　努<br>（R7.4.25～ R8.4.26） | 市議会議員 | 非常勤 |
| 議選委員 | 石　井　孝　治<br>（R7.4.25～ R8.4.26） | 市議会議員 | 非常勤 |



決算審査本審査（施設調査）

● 監査委員協議会の実施状況

各協議会の会議録は、静岡市のホームページから御覧いただけます。

☞ https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2378/s013031.html

定例協議会

| 回数<br>開催日 | 主な内容 |
|---|---|
| 第１回<br>R７.５.９ | １　令和７年３月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協第２号　令和６年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査実施計画の策定について<br>協第３号　令和６年度井川財産区会計及び両河内財産区会計歳入歳出決算審査実施計画の策定について<br>協第４号　令和６年度決算に基づく財政健全化審査実施計画の策定について<br>協第５号　令和６年度決算に基づく公営企業経営健全化審査実施計画の策定について |
| 第２回<br>R７.６.３ | １　令和７年４月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協第６号　包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について |
| 第３回<br>R７.７.７ | １　令和７年５月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協第７号　令和７年度出資団体監査実施計画の策定について<br>協第８号　令和７年度財政援助団体監査実施計画の策定について<br>協第９号　令和７年度指定管理者監査実施計画の策定について<br>協第10号　令和７年度学校監査実施計画の策定について |
| 第４回<br>R7.7.29 | １　令和７年６月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協議事項なし |
| 第５回<br>R７.９.４ | １　令和７年７月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協第16号　令和６年度井川財産区会計歳入歳出決算審査意見書について<br>協第17号　令和６年度両河内財産区会計歳入歳出決算審査意見書について<br>協第18号　令和７年度定期監査実施計画の策定について<br>協第19号　令和７年度工事監査実施計画の策定について |

| 回数<br>開催日 | 主な内容 |
|---|---|
| 第６回<br>R７.９.30 | １　令和７年８月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協第20号 令和７年度定期監査（財産区）実施計画の策定について<br>協第21号 令和７年度行政監査（テーマ監査）実施計画の策定について |
| 第７回<br>R７.11.６ | １　令和７年９月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協第22号 令和７年度行政監査（テーマ監査）実施計画の変更について |
| 第８回<br>R７.12.４ | １　令和７年10月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協第23号　令和８年度包括外部監査契約の締結に伴う意見聴取について |
| 第９回<br>R８.１.８ | １　令和７年11月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協第24号 令和７年度財政援助団体等監査結果報告書・指導事項について<br>協第25号 令和７年度学校監査結果報告書・指導事項について |
| 第１０回<br>R８.２.５ | １　令和７年12月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協議事項なし |
| 第１１回<br>R８.３.６ | １　令和８年1月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協第26号　令和７年度定期監査結果等報告書・指導事項について<br>協第27号　令和７年度定期監査（財産区）結果報告書について<br>協第28号　令和７年度工事監査結果報告書・指導事項について |
| 第１２回<br>R８.３.30 | １　令和８年２月分例月現金出納検査<br>２　協議会議事<br>協第30号 令和７年度行政監査（テーマ監査）結果報告書・指導事項について<br>協第31号 令和７年度包括外部監査の結果に関する意見の提出について<br>協第32号 指摘事項に対する措置状況（定期監査及び財政援助団体等監査）の公表について<br>協第33号 静岡市監査委員情報セキュリティ基本方針の策定について<br>協第34号 令和８年度静岡市年間監査計画の策定について<br>協第35号 令和７年度公営企業会計決算審査実施計画の策定について<br>協第36号 令和７年度内部統制評価報告書審査実施計画の策定について |

臨時協議会

| 回　数<br>開 催 日 | 主な内容 |
|---|---|
| 第 １ 回<br>Ｒ７．４．１ | 協議会議事<br>協第１号 静岡市代表監査委員の選任について |
| 第 ２ 回<br>Ｒ７．８．１９ | 協議会議事<br>協第11号 令和６年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について<br>協第12号 令和６年度決算に基づく財政健全化審査意見書について<br>協第13号 令和６年度公営企業会計決算審査意見書について<br>協第14号 令和６年度決算に基づく公営企業経営健全化審査意見書について<br>協第15号 令和６年度内部統制評価報告書審査意見書について |
| 第 ３ 回<br>Ｒ８．３．１８ | 協議会議事<br>協第29号 令和７年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について |

● 監査等に要する経費（令和７年度決算額）

| | |
|---|---|
| 報酬 | 6,138千円 |
| 給料・手当等 | 99,801千円 |
| 旅費 | 901千円 |
| 交際費 | 0千円 |
| 需用費 | 945千円 |
| 役務費 | 5千円 |
| 委託料 | 369千円 |
| 使用料及び賃借料 | 92千円 |
| 備品購入費 | 390千円 |
| 負担金、補助及び交付金 | 322千円 |
| 合計 | 108,963千円 |

※報酬、給料・手当等については、監査委員４人（常勤１人、非常勤３人）及び事務局職員13人分の金額

● 監査委員事務局（令和７年４月１日現在）➡監査委員を補助する組織です。

事務局長― 事務局次長ー次長補佐
（監査第１係長兼務）

- 監査第１係（５人）
  行政監査（テーマ監査）、学校監査、都市監査委員会、庶務事務等
- 監査第２係（３人）
  定期監査、公営企業会計決算審査、内部統制評価報告書審査等
- 監査第３係（３人）
  各種会計決算審査、財政健全化法に関する審査、住民監査請求監査、工事監査、財政援助団体等監査等



# 3　監査の種類

※　法　　地方自治法
　　地公企法　　地方公営企業法
　　財政健全化法　地方公共団体の財政の健全化に関する法律

## 1　定期監査【法第199条第１項、第２項及び第４項】

市における事務事業の執行全般を対象に、事務事業が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して毎会計年度１回実施するものです。静岡市では、全ての所属（課等）の中から抽出により監査を実施しています。

## 2　学校監査【法第199条第１項、第２項及び第４項】

学校における財務等に関する事務のうち、学校長の権限に係る事務について、市立小・中学校の中から抽出により監査を実施しています。

## 3　工事監査【法第199条第１項、第２項及び第４項】

市が発注する工事に係る設計、施工等について年１回監査を実施しています。工事監査は、専門的な知識を必要とするため、書類や現場での技術調査を外部に委託し、その結果を基に監査を実施しています。

## 4　行政監査（テーマ監査）【法第199条第２項】

市の権限に属する事務が効率的かつ効果的に行われているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に重点を置き、テーマを決めて監査を実施しています。

## 5　財政援助団体等監査【法第199条第７項】

### （１）財政援助団体監査

市から補助金等の財政援助を受けている団体の中から抽出し、当該財政的援助に係る事務が適法、適正かつ効率的に執行されているかについて監査を実施しています。

### （２）出資団体監査

市の出資割合が25％以上の団体の中から抽出し、事業が出資の目的に沿って執行されているか、経営成績、財政状態は良好であるかなどに主眼を置いて監査を実施しています。

### （３）指定管理者監査

市が法第244条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から抽出し、出納その他の事務の執行が適正に処理されているかについて監査を実施しています。

## ６　住民監査請求監査【法第242条第１項】

市長、委員会等の執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の管理などの財務会計上の行為が認められるときに、市民が監査委員に対して監査を求め必要な措置を講ずることを請求する制度です。法的要件を備えているものとして受理した場合は、60日（外部監査による場合は90日）以内に監査結果を請求人に通知し、公表します。

## ７　その他の監査

次に掲げる監査については、その必要性、請求又は要求があった場合などに実施するものです。

（１）随時監査
（２）住民の直接請求に基づく監査
（３）議会の請求に基づく監査
（４）市長の要求に基づく監査
（５）公金の収納又は支払事務に関する監査
（６）職員の賠償責任に関する監査

## ８　決算審査【法第233条第２項、法第241条第５項、地公企法第30条第２項】

市長から審査に付される各種会計（一般会計、特別会計）、基金運用状況、企業会計及び財産区管理者（市長）から審査に付される財産区会計について、主に計数を確認し、予算執行が適正に行われているかについて審査し、市長及び財産区管理者（市長）に対して意見書を提出します。

## ９ 財政健全化法に関する審査【財政健全化法第３条第１項及び第22条第１項】

市長から審査に付された健全化判断比率及び各企業会計の資金不足比率について、算定された比率が適正であるかどうかについて審査を実施しています。

## 10 例月現金出納検査【法第235条の２第１項】

市の現金の出納は、監査委員が毎月検査することが法で定められています。静岡市では、各種会計（一般会計、特別会計）、企業会計及び財産区会計を対象に実施しています。

## １１ 内部統制評価報告書審査【法第150条第５項】

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手順に沿って適切に行われているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという点に基づいて審査し、市長に対して意見書を提出します。

## （参考）　外部監査【法第252条の27】

監査委員監査とは別の監査制度として、市が公認会計士、弁護士など専門的知識を有する外部の者に監査を委託するものです。

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査の２種類があります。

# 4　年間計画、監査等の流れ



静岡市年間監査計画に基づき、令和７年度に実施した監査等のスケジュールは次のとおりです。

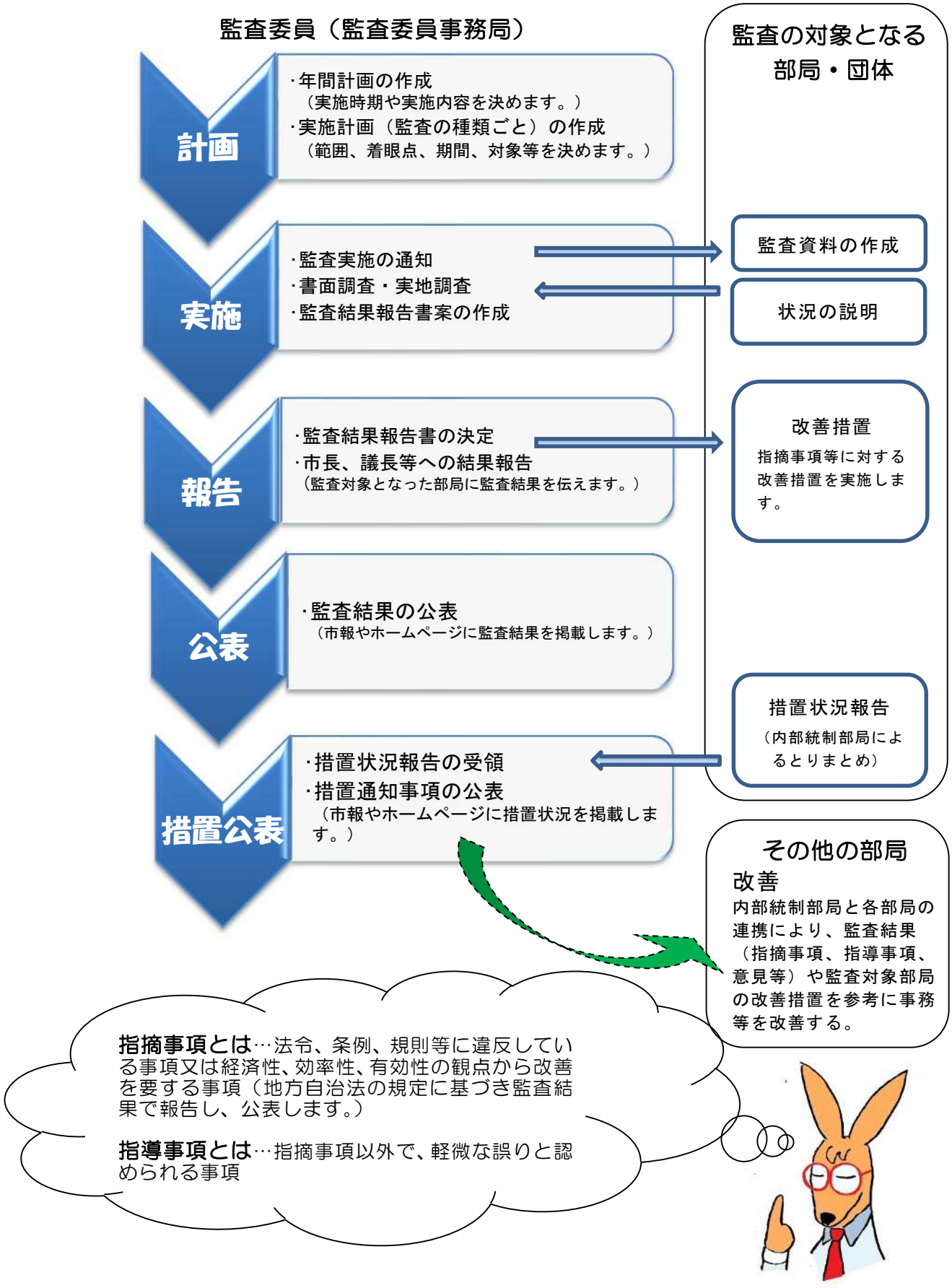
| | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 定期監査 | | | | | | → | → | → | → | → | → | |
| 学校監査 | | | | | | → | → | → | → | | | |
| 工事監査 | | | | | | | → | → | → | → | → | |
| 行政監査（テーマ監査） | | | | | | | | → | → | → | → | |
| 財政援助団体監査 | | | | | → | → | → | → | → | | | |
| 出資団体監査 | | | | | → | → | → | → | → | | | |
| 指定管理者監査 | | | | | → | → | → | → | → | | | |
| 決算審査 | | | → | → | | | | | | | | |
| 健全化審査 | | | | → | | | | | | | | |
| 例月現金出納検査 | → | → | → | → | → | → | → | → | → | → | → | |
| 住民監査請求監査 | | | | | 随 | | 時 | | | | | |
| 内部統制評価報告書審査 | | | → | → | | | | | | | | |

【外部監査】

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 包括外部監査 | | | → | → | → | → | → | → | → | → | → | |

※各監査等の実施状況及び結果の概要は14頁～42頁を御覧ください。

一般的な監査の流れは次のとおりです。



# 5　監査等の実施方針

以下の方針に従って監査を実施しました。

監査委員は、静岡市監査基準（令和２年静岡市監査委員告示第１号。以下「基準」という。）に従い、市の事務の管理及び執行等について法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することにより、市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進及び市政への信頼確保に資することを旨として、基準第12条第１項の規定に基づき次のとおり実施方針を定める。

**１　内部統制機関との連携強化と監査結果フォローアップの充実**

監査結果が事務事業の改善に資することとなるよう、指摘事項に対する措置状況の取りまとめや監査結果及び事後検証結果の各部局への水平展開を行う市の内部統制機関との連携強化を図るとともに、内部統制の整備・運用状況を注視しつつ監査を実施する。

また、内部統制機関と連携しつつ過年度の指摘事項に基づく措置状況についてさらに検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘を行うことにより、監査のけん制機能を発揮する。

**２　積極的な情報収集と効率的・効果的な監査等の手法の研究**

監査等の実施に当たっては、他都市の状況等について積極的に情報収集を行うとともに、限られた監査資源の中で効率的・効果的な監査等を実現させるためのリスクアプローチ手法についても本市の実情に合った手法となるよう不断の研究・見直しを行うことにより、直面する課題に対し時機を失することのないよう適切に対応する。

### ３　市民への分かりやすい監査情報の発信

決算審査意見書や監査結果報告書等の各種監査情報は、平易な表現を用いるなど、できるだけ市民に親しみやすく、分かりやすい内容で作成する。

特に、平成23年度から発行している市民向けの「監査のあらまし」は、図表を積極的に用いて、更なる内容の充実を図るとともに、これらの監査情報を適時ホームページに公開していく。

### ４　監査等の品質管理

監査等が基準に準拠して適切に実施されるため、基準第10条第１項に基づいて別途品質管理方針を定め、これに従った監査等を実施することにより、本市の監査等の実効性及び信頼性を確保する。



# ６　監査等の実施状況及び結果の概要

**定　期　監　査**

監査対象　59所属及び２財産区

監査期間　令和７年９月12日～令和８年３月６日

定期監査では、市の事務事業の執行について、合規性、正確性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、３Ｅ（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）を実施しました。その結果、８件の指摘と66件の指導を行いました。今回の指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細については、静岡市のホームページを御覧ください）。

また、30件の業務意見を付しました。

**★指摘事項**

**①　契約保証金額の誤りについて（政策法務課）　【正確性の観点】**

令和５年３月17日決裁に基づく業務において免除している契約保証金額について、契約金額の100分の10未満の金額が契約書に記載されており、仮に契約解除となった場合、静岡市契約規則の定めより低額の損害金しか請求できない状態となっていた。

**②　支出負担行為を経ない郵券の購入について（感染症対策課）【合規性の観点】**

郵券の購入に当たり、支出負担行為の決裁を受ける前に購入が行われていた。

**③④積算における事務管理料と件数の根拠について（感染症対策課）**

**【正確性の観点】**

積算において次のような不備があり、少なくとも300,000円過大な積算となっていた。

・参考見積に記載がなく加算理由も明確でない事務管理料を加算していた。

・予定件数の算定において、制度変更に伴い減ずる必要のある件数を減じていなかった。

**⑤　積算額の誤りについて（児童相談所）　【正確性の観点】**

委託業務における人件費の積算に用いた月額給料及び標準報酬月額に誤りがあり、正しい金額より42,900円過少に積算されていた。

**⑥　事業決裁の不存在について（清水まちづくり推進課）　【合規性の観点】**

事業の実施に当たり、事業決裁が起案されていなかった。

**⑦⑧行政財産目的外使用料及び電気料金の算定誤りについて（教育資産管理課）**

**【正確性の観点】**

使用料及び電気料金の算定において次のような不備があった。

・市有地と借地にまたがる建物に係る使用料の算定のうち、借地上に係る算定に用いた指数や残価率の数値に誤りがあり、392円過少に請求していた。

・電気料金の算定に当たり、「１か月の電気料金（円）」を用いるべきところ、誤って「１か月の電気使用量（kWh）」を用いて計算しており、また、算定に用いる面積についても誤った数値を使用したことにより、285円過少に請求していた。

**●主な業務意見**

**①契約事務における手続の整理及び庁内周知について（契約課）**

**【有効性の観点】**

これまでの定期監査において、契約書が完全な袋綴じになっていない事例や、単価契約において必要な記載事項（契約期間内は契約単価の見直しを行わないこと等）が契約書等に反映されていない事例が繰り返し確認されており、今回の定期監査でも同様の状況が見られました。

所管課への予備監査においては、袋綴じの具体的な方法やその趣旨について十分に理解されていない事例が見られたほか、単価契約における記載事項について、契約書等のどの箇所に、どのような表現で記載すべきか判断に迷っている状況もうかがえました。

業務統括課である契約課においては、法令の解釈及び法的助言を行う立場にある政策法務課とも連携しながら、契約書の袋綴じにあってはその趣旨も踏まえて「完全な袋綴じ」とされる状態が図解等を用いた資料により具体的にイメージできるよう、また、単価契約に係る契約書等の記載事項にあっては標準的な記載例を整理し共有するなどして、契約書等にどのように記載すべきかを所管課が迷うことのないよう、率先して契約事務を円滑に進められる環境づくりに努めることで、事務水準の均一化が図られることを望みます。

**②児童虐待対応におけるＡＩシステムの導入による質の向上等と各区こども家庭センターとの連携強化について（児童相談所）　【有効性の観点】**

静岡市における要保護児童等への支援体制について確認したところ、各区に置かれた「子ども家庭総合支援拠点」が令和６年４月から「こども家庭センター」として要保護児童対策等の機能が拡充し、こども家庭センターと保健福祉センターが連携した早期の支援が開始され、要保護児童対策地域協議会を通じて、児童相談所を含めた関係機関による支援の協力体制につなげることができているとのことでした。

また、「児童相談一体化システム」を導入し、児童の安全確認、安全確保等の初期対応の迅速化につながり、虐待の早期発見・早期予防の体制が出来上がりつつあるとのことでした。

さらに、児童相談所では、令和５年度に児童虐待対応のノウハウを蓄積し、可視化してデータ分析を行う静岡市独自のＡＩシステムを開発し、令和６年度から運用を開始しました。

このＡＩシステムの効果を確認したところ、迅速な初動対応につながるとともに、職員の業務負荷が軽減し、これまで主にベテラン職員の知識、経験に依存していた部分をＡＩシステムが補い、職員の思考や行動をサポートすることで、組織全体の対応の質の向上に寄与しているとのことでした。

この静岡市独自のＡＩシステムの構築、導入は、児童相談所がこれまで抱えていた相談対応件数の増加や業務負荷の増大といった課題を解決するために、繁忙な業務をこなしながら民間事業者と協力して開発した職員の努力の結晶であり、経験豊富な職員の知見の活用により児童虐待への対応力の強化や業務の改善に寄与しており、高く評価できます。

各区こども家庭センターとの更なる連携強化に向けて、「児童相談一体化システム」の運用と併せて、このＡＩシステムの機能の充実と活用の拡大が進み、静岡市の要保護児童対策等における早期発見・早期予防のための、より実効性のある体制が確立することを期待します。

**≪監査結果フォローアップ報告≫**

過去の定期監査の指摘事項13件を確認したところ、その全件において監査委員に通知された措置が対象所属で実施されていたことを確認しました。

なお、今回の監査対象所属の所管する事務のうち、前回の定期監査の指摘事項で、いまだに措置状況が通知されていないものはありませんでした。

**≪提言≫**

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

**【テーマ①：事務事業の根拠となる法令等の確認及び決裁における実質的確認の徹底について】**

令和７年度においては、全庁における内部統制の重点取組項目として「事務事業の根拠となる法令等の確認」が掲げられており、事務事業の適正な執行を確保する観点から、これまで以上に、根拠の明確化と確認の徹底が求められているところですが、今回の定期監査においても、文書の確認の観点から、引き続き次のような事例が確認されました。

（１）事業決裁に、事業実施の根拠となる法令等の記載又は根拠法令の添付がなされていない。

（２）事業決裁に予定価格の根拠となる積算書は添付されているが、その内容を裏付ける参考見積などの根拠資料が添付されておらず、用いた単価等の正確性も含めて積算金額が正しいことを決裁上確認できない。
（３）契約保証金に係る項目や債務不履行時の契約解除に係る項目について、契約書の規定に不備があるにもかかわらず事業決裁の回議過程において看過されている。

これらの事例からは、決裁者が当該事務事業の法的根拠や金額算定の妥当性を具体的に確認したかどうかが決裁文書上判然とせず、結果として、回議の過程において形式的な確認しかなされていないのではないかとも見受けられる状況といえます。

令和５年度定期監査結果等報告書の提言で述べた「文書の確認がおざなりにされている」という問題が、依然として解消されておらず、また、内部統制における重点取組項目が現場の事務執行に十分に反映されていない状況が見受けられました。

適切な意思決定がなされていることを客観的に担保できるよう、業務統括課において具体的に根拠の確認をどのように行うのかを示すことが望まれます。

事務事業の根拠を確認することは、内部統制の基本であると同時に、静岡市職員一人ひとりの職務遂行の信頼性を支える重要な要素であることから、今後、実効性のある取組がなされることを望みます。

**【テーマ②：契約書の規定の不備に係る再発防止について】**

令和３年度行政監査（テーマ監査）及び令和５年度定期監査結果等報告書において、契約書における規定の不備について、意見・提言を行いました。

契約事務に携わる全ての職員に対し、法令等の趣旨を十分に理解した上で、最新の契約書標準書式を使用し、契約書の内容を適切に確認するよう注意喚起を行ってきたところですが、今回の定期監査においても、同様の不備が複数の所属において確認され、過去の監査結果が全庁に十分に水平展開されておらず、再発防止に結び付いていないことを示しています。

債務不履行の場合の契約解除の規定については、民法改正により、債務の履行が不能となった場合等には、相手方の帰責性を問うことなく契約解除が可能となった趣旨が十分に理解されていないものと考えられます。

また、契約保証金に関する記載の不備についても、契約書に契約保証金に関する規定が全く記載されていない事例が複数確認されています。

契約書は、静岡市と相手方との権利義務関係を明確にし、将来の紛争や損害を未然に防止するための根幹となる文書であり、上記２つの不備はいずれもこのままの状態を容認してよいものではありません。

これらの不備が、長期にわたり改善されていない現状を重く受け止めてお

り、全庁に共通する事務の総合調整を担う業務統括課においては、実務を行う所管課に向けてより分かりやすい周知を検討されることを期待します。

繰り返される不備の再発防止に当たっては、個々の所管課だけの意識に頼るのではなく、組織的に実効性のある取組がなされることを望みます。

**【テーマ③：政策法務人材の育成及び全庁的支援体制の充実について】**

行政事務が多様化・複雑化する中で、各所属において、事務事業の根拠となる法令等を自ら調べ、解釈し、運用するため政策法務には欠かせない素養が十分に備わった職員を育成し、各課、各局に配置することが重要です。

静岡市では、「政策法務人材育成指針」を令和３年３月に策定し、これを令和６年３月に改定して、職位ごとに求められる政策法務能力の分野を定め、その能力向上を図るため、政策法務課と人事課が連携して研修を行うとともに、職員が自ら習得すべき法務能力についても、様々な機会を捉えて周知を行っているとのことでした。

さらに、全庁的な政策法務の推進体制を確立するため、政策法務主任者に対する研修や法務相談、例規の整備等の機会を通じてＯＪＴを行うなど、それぞれ所管部署の政策法務管理を担うことができる人材育成に努めているとのことでした。

これまでの政策法務推進のための様々な取組が着実に行われている点は評価できます。

一方で、これまでの定期監査で確認された事例を踏まえると、所属によって日常的な事務執行において、当該事務の根拠となる法令等を自ら調べ、解釈し、当該事務が合規的であることを説明するという政策法務の実践に必要な能力の定着の程度にバラつきがある状況にあるともいえます。

各課、各局に配置することを見据えた政策法務人材の育成と政策法務課による全庁的支援の在り方について、改めて検討を進める必要があると考えます。

今後、全ての職員が静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第１号）第20条第２項に規定する「法令等を遵守することはもとより、法令等を活用してまちづくりに積極的に取り組む」という責務を全うできる状態を目指した政策法務人材の育成と、政策法務管理が的確になされるよう全庁的な体制づくりの取組を着実に進めることで、法令等を遵守した適正な行政運営の下、能動的な法令等の活用によるまちづくりを推進し、市民サービスが向上することを期待します。

## 学　校　監　査

監査対象　小学校31校、中学校15校

監査期間　令和７年９月９日～令和８年１月８日

学校監査では、市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴き取り、現地調査を行いました。

監査の結果、４件の指摘と５件の指導を行いました。

また、静岡型小中一貫教育などについて、４件の意見を付しました。

**★指摘事項**

**理科準備室の薬品の管理について**

①劇物である硫酸の容器に表示すべき「白地に赤字での『医薬用外劇物』」という表示がされていませんでした。　【東中学校】

②劇物である水酸化ナトリウムの容器に表示すべき「医薬用外劇物」の表示がありませんでした。　【清水第三中学校】

③小分けした薬品の容器（小瓶）に薬品名が記載されておらず、また、その小瓶は、薬品名の書かれたケースにも保管されていなかったため、薬品名が不明な状態となっていました。　【清水第三中学校】

**農薬の管理について**

④一部の農薬（除草剤）について、残量が正しく記載されていませんでした。　【東中学校】

**●主な意見**

**・いじめ防止に係る取組について**

東中学校と竜南小学校では、いじめを覚知した際には教育委員会の指導の下で組織的に対応しており、被害児童生徒に寄り添いながら、加害児童生徒に対しても必要なケアを行うなど、丁寧な対応をしているとのことでした。また、人との関わり方を学ぶ場が必要であるとの考え方の下、アサーショントレーニングやソーシャルスキルトレーニングにも取り組んでいるとのことでした。

いじめの対応は、早期の覚知と迅速・丁寧な対応が重要です。いじめの事案に気付かず、重大な事態に陥ることがないよう、児童生徒からのＳＯＳのサインに早期に気付き、組織的かつ適切に対応することに加え、自分の気持ちを表現することが難しい児童生徒や、他者の気持ちを理解することに課題を抱える児童生徒への支援にも継続して取り組むことを期待します。

そして、ＳＮＳを背景としたいじめなど、これまで以上に対応が複雑で難しくなっていると考えられることから、教職員の負担が軽減されるような支援体制の充実や教職員が相談できる環境が整備されていくことを望みます。

**・静岡型小中一貫教育について**

2022年度から開始した静岡型小中一貫教育に関し、竜南小学校は安東中学校のグループ校であることに加え、東中学校・観山中学校グループの連携校に位置付けられています。

東中学校では、「よこのつながり」を確保するため学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールとして活動しており、地域の協力による読み聞かせや裁縫実習の支援など、地域の方の関わりにより学校運営が支えられているとのことでした。また、中学校の生徒会と小学校の児童会が一緒に挨拶活動を行っており、このような活動を連携校である竜南小学校に紹介し、竜南小学校に必要なことやできることを一緒にやっていくという形で取り組んでいるとのことでした。

竜南小学校では、複数の中学校に進学する小学校として、それぞれのグループの「いいとこ取り」ができることをメリットと捉え、それぞれのグループの会合に管理職が参加して情報交換を行い、教員間の垣根が低くなっているとのことでした。また、複数の中学校区にまたがる複雑な学区の状況から、コミュニティスクールは竜南小学校単独で導入されていました。

静岡型小中一貫教育は、学校間や地域との協働・交流を強化する中で、「つながる力」（社会的な絆）の育成を目指しています。東中学校や竜南小学校では、学校間がつながる取組が行われ、また、両校とも地域とつながり、地域と連携した教育に取り組んでいることがうかがえました。

今後、より一層、中学校グループを超えた交流が活発になされることで、児童生徒が進学前後の学校とのつながりを感じられるような取組が推進されることに加え、地域性を活(い)かした特色ある取組が推進され、９年間を見通した教育活動が実践されることを望みます。

## 工　事　監　査

監査対象　土木工事　１工事、建築工事　１工事、設備工事　１工事

監査期間　令和７年９月30日～令和８年３月６日

工事監査では、委託契約に基づき外部機関から派遣された３人の技術士により、施工中の建設工事を対象に、その計画、設計、積算、施工等が適正かつ効率的に行われているか、また、関係法令等に則り行われているか等について関係書類を調査するとともに、施工現場の調査も行いました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、１件の指導を行いました。

なお、監査対象とした工事は次のとおりです。

【土木工事】

令和６年度　水道施整改債第１号　清水谷津浄水場場内配管及び着水井更新工事

【建築工事】

令和７年度　観文歴第１号　史跡小島陣屋跡便益施設建築工事

【設備工事】

令和６年度　駿国維債第２号　（国）150号新日本坂トンネルラジオ再放送設備更新工事




清水谷津浄水場場内配管及び着水井更新工事





（国）150号新日本坂トンネルラジオ再放送設備更新工事

## 行　政　監　査（テーマ監査）

テ ー マ　適切な要綱の制定について

監査対象　要綱制定を実施した所属（28所属）、政策法務課

監査期間　令和７年10月27日～令和８年３月30日

「適切な要綱の制定について」を監査のテーマとして、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、３件の指導を行いました。

また、３件の業務意見を付しました。

**●主な業務意見**

**各局及び各所属による適切な要綱管理の徹底について**

静岡市では、令和6年4月から、要綱を制定改廃する際に、原則として政策法務課による事前の確認などが不要となりました。

この見直しによる影響を新しく要綱を制定した各所属に確認したところ、影響がない旨の意見が多数でした。しかし、今回の監査において、次のような状況を確認しました。

・28所属のうち、誤りや改善すべき点がなかった所属は２所属のみで、単純な誤字脱字だけではなく、要綱中で他の条項を引用する際の誤りが６所属ありました。

・国の補助金制度に関係する要綱において、加算金は、市が事業者に納付させることができないにもかかわらず、事業者が市に納付することを規定していたものがありました。

今回の監査で確認された誤りの要因は、法令の専門的な知識の有無ではなく、基本的な決裁におけるチェック機能が十分に働いていないことによります。

今後、各局及び各所属は、その責任において、これまで以上に自律的に確認を行う必要があるということを改めて認識し、適切な要綱の制定改廃の事務がなされることを期待します。

## 財政援助団体監査

監査対象　①静岡市民生委員児童委員協議会補助金
【静岡市民生委員児童委員協議会】
②静岡市土地改良事業等補助金（土地改良区事務事業）
【清水農業協同組合】

監査期間　令和７年８月20日～令和８年１月８日

財政援助団体監査は、２つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、１件の指摘を行いました。

**★指摘事項**

**・補助対象経費の計上誤りについて（静岡市民生委員児童委員協議会補助金）**

補助金交付要綱の規定では、この補助金の補助対象経費として、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料・賃借料などが定められています。しかし、補助対象経費の計上について、次のとおり誤りがありました。

①広報啓発委員会をはじめ、四つの委員会の活動費として合計12万円が消耗品費として計上されていましたが、実際の使途が不明であり、補助対象経費に該当するものか否かの判別ができない状況となっていました。

②補助対象となるのは、全国民生委員児童委員連合会などの外部団体が実施する研修会などへの参加に係る経費でしたが、静岡市民生委員児童委員協議会が実施した大会における経費が補助対象経費として計上されていました。

③旅費について確認したところ、補助対象外経費である食糧費や交際費に区分すべき飲食を伴う情報交換会への参加費や夕食代が、補助対象経費に含まれていました。

## 出資団体監査

監査対象　①公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター
　　②一般財団法人静岡市動物園協会
監査期間　令和７年８月20日～令和８年１月８日

出資団体監査は、出資団体とその所管部局を対象に、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切かなどについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取を行いました。

監査の結果、２件の指摘を行いました。

また、４件の意見を付しました。

**★指摘事項**

**・退職給付引当金の誤りについて（一般財団法人静岡市動物園協会）**

一般財団法人静岡市動物園協会の退職給付引当金は、財務諸表に対する注記に、「職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付に基づき、当事業年度で発生していると認められる額を計上している。」と記載され、職員給与規程第17条及び別表８に規定された支給基準に基づき要支給額を算出しています。

しかし、退職給付引当金の算定根拠を確認したところ、１人の職員について、同規定で定められた支給基準とは異なる割合で要支給額を算出したため、退職給付引当金が195,150円少なく計上されていました。

**☆措置状況（日本平動物園）**

退職給付引当金の要支給額が195,150円少なく計上されていた原因は、退職給付引当金を算定する際に作成する算定根拠資料（エクセルシート）への職員の勤続年数に応じた係数（以下「係数」という。）の誤入力であったため、団体に対して、再発防止策を講じるよう指導したところ、団体から算定根拠資料の計算式を見直し、入力済みの情報である勤続年数から係数が自動的に計算されるよう改善した旨の報告があり、これを確認しました。

なお、不足分の要支給額については、団体の財務諸表を令和８年１月31日に修正し、理事会（令和８年５月開催）並びに評議員会（同年６月開催）に諮る令和７年度決算の退職給付引当金に反映する予定であることを確認しました。

**・貸借対照表の公告の未実施について（一般財団法人静岡市動物園協会）**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第199条の規定において準用する同法第128条の規定によれば、一般財団法人は法務省令で定めるところにより貸借対照表を公告しなければならないとされており、また、一般財団法人静岡市動物園協会の定款第43条によれば、「この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。」とされていますが、貸借対照表の公告を行っていませんでした。

**☆措置状況（日本平動物園）**

貸借対照表が公告されていなかった原因は、貸借対照表の公告について、定款に定める公告の手段での対応を失念し、団体ホームページ上で掲載すれば足りると誤認していたことであるため、団体に対し、速やかに定款で定めた方法による公告手続を行うよう指導し、団体事務所情報コーナーに貸借対照表が掲示されたことを確認しました。

**●主な意見**

**（公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター）**

**・出資団体の役割の深化について**

雇用環境・均等に係る労働行政において、市は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及びこれに基づく国の労働施策基本方針と相まって、市の実情に応じて、勤労者が働きやすい環境づくりを進める役割を担っており、その施策の一環として、単独で福利厚生を提供することができない中小企業に対する支援について、柔軟な事業活動を展開できる公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター（以下「ジョイブ静岡」という。）の強みを活用してこれを推進しています。このように、ジョイブ静岡は、市の中小企業勤労者の福祉向上に向けた施策を進める上での重要なパートナーとしての役割を担っています。

現在、本市は、若者の市外流出等により、深刻な人口減少問題に直面しており、市内企業においては、人手不足が深刻化し、採用力の強化が課題となっています。これについて、所管課である商業労政課では、ジョイブ静岡と連携して、中小企業における福利厚生面の充実を支援し、魅力向上を図ることで、人材の確保につなげていきたいとのことでした。

地域経済の担い手である中小企業勤労者の福祉の向上に資する取組は、勤労者の安定雇用だけでなく地域経済を活性化する上で重要な施策であると考えます。ジョイブ静岡は、市との更なる連携による中小企業等への浸透に加え、福利厚生サービスを提供する民間事業者では手の届きにくいサービスへの注力など戦略的に事業を展開していくことで、その役割を深化させ、地域に根差した公共的な福利厚生団体として存在価値を確立していくことを期待します。

**（一般財団法人静岡市動物園協会）**

**・市と協会との役割分担と連携による動物園事業等の推進について**

一般財団法人静岡市動物園協会（以下「協会」という。）は、動物園関係事業の共催のほか、動物への愛護思想の普及、動物園ボランティアとの連携、動物園附帯事業の経営及び受託をし得る団体として市が出資し、設立された団体です。

動物園事業については、ゾウやキリンなど、動物園の顔ともいえる大型動物の相次ぐ死亡により魅力が低下している事態ですが、大型動物の導入に当たっては、種の保存のために国内繁殖を見据えた導入や動物福祉に配慮した飼育環境の整備など、長期的な視点での取組が必要とのことであり、現在、協会において、現有の動物や施設を活(い)かした来園者の満足度向上のための様々な取組を行っていました。今後も、市と協会が一体となり、デジタル技術の活用や民間事業者との連携などにより、山頂広場をはじめ、動物園の新たな魅力の創出や情報発信の強化などを戦略的に推進し、常に活気にあふれ、来園者にとって魅力のある動物園を作り上げることを期待します。

公益事業については、動物愛護等の活動に参加する市民に対し、自主的な取組へと導く後押しの役割を担っているため、協会は公益事業の成果を具体的に把握しにくく、公益事業の企画やＰＤＣＡサイクルによるマネジメントなどの進捗管理も難しい側面があることは理解できます。しかし、動物愛護思想等の普及・浸透は、市立動物園としての存立意義を維持するだけではなく、動物園の更なる発展に向けて礎となる重要な要素であるため、可能な限り成果を具体的に把握できるように努めながら、市と協会による連携した着実な推進を期待します。

**指定管理者監査**

監査対象　①静岡市急病センター【一般社団法人静岡市静岡医師会】
　　②静岡市あさはた緑地交流広場【一般社団法人グリーンパークあさはた】

監査期間　令和７年８月20日～令和８年１月８日

指定管理者監査は、指定管理者及び所管部局を対象に、指定管理者の指定は適正・公正に行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取、現地調査を行いました。

監査の結果、２件の指摘と、３件の指導を行いました。

また、11件の意見を付しました。

**★指摘事項**

**・審査基準が公にされていないことについて【一般社団法人グリーンパークあさはた】**

静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第８号）第５条第３項によれば、行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないとされています。

しかし、静岡市あさはた緑地交流広場（以下「交流広場」という。）で実施した予備監査の際、指定管理者に静岡市あさはた緑地交流広場条例（令和２年静岡市条例第80号。以下「交流広場条例」という。）第７条第１項に基づく交流広場における行為の許可申請に対する処分及び交流広場条例第８条第１項に基づく交流広場の施設の利用許可申請に対する処分の審査基準の提示を求めたところ、提示することができませんでした。

**☆措置状況【緑地政策課】**

審査基準の提示を求められた際にこれを提示できなかった原因は、指定管理者が、審査基準が公にされている状態とは、「指定管理者内で申請に対する許認可の判断基準を定め、判断基準について説明を求められた際に回答できる状態」と認識していたことによるものです。そのため、書面による意思決定がされた審 査基準がなく、提示を求められた際に提示できる状態になっていませんでした。

指摘を受け、指定管理者に対し、静岡市審査基準等作成マニュアルを参考に審査基準を定め、それを事務所に備え付けて利用者から求められた際に提示するよう指導し、令和８年２月16日に審査基準が事務所に備え付けられていることを確認しました。

**・規則に定める受付期間外の行為許可申請書の受付について【一般社団法人グリーンパークあさはた】**

静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則（令和２年静岡市規則第86号）第２条第２項の規定によれば、交流広場条例第７条第１項の申請書の受付期間は、当該行為をしようとする日（以下「行為日」という。）の１月前から行為日の前７日までとされています。

しかし、指定管理者は、令和６年４月21日から令和７年３月16日までの間の行為日（計23日）が含まれる申請書を令和６年３月７日に受け付け、許可書を交付していました。

**☆措置状況【緑地政策課】**

指定管理者による行為許可の申請が適正な受付期間内に処理されていなかった原因は、都市公園条例施行規則第１条の２第２項で「当該申請は行為をしようとする日の１年前から当該行為日の14日前までに行うものとする」とあることから、当該規定があさはた緑地交流広場内での行為の許可にも適用できるものと誤認し、業務の簡略化を目的に毎月２回開催される行為を１年分一括して許可していたことによるものです。

指摘を受け、指定管理者に対し、静岡市あさはた緑地交流広場条例第７条第１項の申請書の受付期間は、「当該行為をしようとする日の１月前から行為日の前７日まで」とする交流広場条例施行規則第２条第２項の規定に則り、定期的に開催される行為だとしても申請書の受付は１月前から行為日の前７日までとするよう指導しました。

**●主な意見**

**・条例で定める施設目的の達成に向けた取組等について【一般社団法人静岡市静岡医師会】**

静岡市急病センター条例（平成15年静岡市条例第175号）第１条では、「救急の医療を必要とする者に対し、応急の医療を行う」ことを静岡市急病センター（以下「急病センター」という。）の設置の目的としており、これを達成するための指定管理者における取組評価シートのアウトカム指標は、「急病センターの実施率100%」としています。

その目標どおり、急病センターは、昭和50年11月の開設以来、施設移転時

の１日を除き、ほぼ50年にわたり毎夜診療を継続してきました。
　この間、前述の感染症等による業務継続が困難となり得る状況もある中、様々な運営の工夫や取組の努力に加え、市内医療関係者の理解と協力の下、診療所や病院の診療時間が終了する準夜帯における初期救急患者に対する応急の診療体制を確保し続け、市民の安全・安心に寄与してきました。
　これまで長期にわたり急病センターの安定した運営を行ってきた指定管理者の功績は極めて大きく、高く評価するとともに、これを支えてきた医療関係者の尽力に敬意を表します。
　引き続き市が指定管理者と医療機関等との調整、連携を図りながら、急病センターにおける安定した運営を維持し、市民が安心できる確実な初期医療体制が確保されることを望みます。

**・条例で定める施設目的の達成に向けた取組等について【一般社団法人グリーンパークあさはた】**

　交流広場条例第１条では、「麻機地区の自然及び農業に触れ、親しみ、遊び、学ぶ場を提供することにより、市民の福祉の増進及び地域の活性化の促進を図る」ことを交流広場の設置の目的としており、指定管理者は、この目的を達成し、施設の効果を高めるために、指定事業（自然環境学習事業、体験農園事業）を実施し、利用者のニーズに応じた講座等の各種自主事業を積極的に実施することとされています。
　指定管理者は、施設の運営に当たり、交流広場条例で定める施設目的の達成のための定量的なアウトカム指標は定めていないものの、交流広場を公園として「未来につながる緑の遊び場」という場としての魅力を伝え実感してもらうことに重きを置き、指定事業である環境学習や農業体験を通じて、この公園が有する生物の多様性や豊かな水辺環境を活(い)かして発信していくことで、当初遊具を使う子が多かったのが、籠網を持って農園に向かう子が増えているのを実感するとともに、利用者の意識が徐々に「駐車場と遊具があっていいね」から「緑と触れ合えていいね」というように変わってきていることが、この５年間の成果であると考えているとのことでした。
　また、自主事業の中では、サポーター制度（公園ボランティア制度）を改善し、農業体験等において「部活動」という形で触れ合うことにより、子ども達の自主的な活動等が生まれています。このように市民が公園をサービス施設として利用する消費者という形ではなく、「公園を一緒に作っていく」という市民自治の形が利用者の中に芽生え、市民が主体的に公園の活動に関わっていくことで「福祉の増進」に寄与するとともに、イベントなどを通じて様々な方が

協力する中で連携が深まっていくことが「地域の活性化」につながっていると考え取り組んでいるとのことでした。

　このような新たな公園運営の取組とその成果が芽生え始めている要因の一つに、指定管理者「グリーンパークあさはた」が３団体（一般社団法人静岡市造園緑化協会、認定ＮＰＯ法人しずおか環境教育研究所、一般社団法人ローカルＳＤＧｓネットワーク）により構成されていることがうかがえました。あさはた緑地の公園施設の管理が単なる維持作業にとどまらず、その管理運営を通じて、学び、交流、福祉の多面的な効果が生まれています。一般社団法人造園緑化協会の植生管理に認定ＮＰＯ法人しずおか環境教育研究所が環境教育の視点を加えることで、刈り残しによる生息地の保全や、刈草を活用したバイオネストなど、自然を活(い)かした学習資源が生まれています。また、一般社団法人ローカルＳＤＧｓネットワークが加わることで、人権や福祉、地域連携といった分野横断的なＳＤＧｓの視点が運営全体に浸透し、公園が近隣の医療・福祉・子育て支援・教育施設と更につながる“開かれた場”として地域の中で機能し始めています。これらは、いずれか１団体だけでは実現できなかった相乗的な成果であり、新たな公園施設の運営の在り方を提示する取組として評価するとともに、今後も相互に学び合い連携を更に強化する中で、役割分担や成果の共有方法を整理し、持続可能な体制として発展していくことを期待します。

**決　算　審　査**

各種会計決算　　審査期間　　令和７年６月13日～令和７年８月19日

基金運用状況　　審査期間　　令和７年６月13日～令和７年８月19日

公営企業会計決算（簡易水道事業、病院事業、農業集落排水事業、水道事業、下水道事業）

審査期間　　令和７年６月２日～令和７年８月19日

決算審査では、各種会計決算（一般会計・特別会計）、基金運用状況（土地開発基金ほか１基金）、公営企業会計決算（簡易水道事業・病院事業・農業集落排水事業・水道事業・下水道事業）を審査しました。

各種会計決算については、決算その他関係書類が、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であることが認められました。また、基金運用状況についても重要な点において計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われているものと認められました。

公営企業会計決算のうち、簡易水道事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計については、決算その他関係書類が、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であることが認められました。

一方、病院事業会計においては、ノートパソコン等に係る耐用年数及び償却率の登録を誤っていたことから、減価償却費を過少に計上していましたが、決算その他関係書類は重要な点において法令に適合していることが認められました。

また、農業集落排水事業会計では、消費税額の計算において、課税標準額に対する税額から控除される仕入れに係る消費税額について、当該仕入れに係る消費税額から差し引くこととなる特定収入に係る課税仕入れ等の税額を過大に算出した結果、消費税及び地方消費税の税額を過大に算出していました。また、このことに関連し、決算書の附属書類において、収益的収入の他会計補助金189,614,000円の使途について、課税支出に164,663,310円を充当したとされており、その額は収益的支出に係る課税支出の額を超えていましたが、決算その他関係書類は重要な点において法令に適合していることが認められました。

加えて、重要な点において法令に適合し、かつ正確であることが認められた水道事業会計において、静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号。以下「会計規程」といいます。）別表第１水道事業会計勘定科目表資産勘定（１）固定資産の表に「出資金」の科目がないにもかかわらず、当該科目を用いて経理していたことが確認されました。近年、定期監査においても規則等と実務の不整合が見受けられることから、当該科目に限らず、必要な事項が会計規程に定められているか、会計規程の定めと実務に不整合が生じていないかを確認し、必要に応じて会計規程を改正したり実務を見直したりするなど、今後適切に対応されることを望みます。

**●主な意見（各種会計決算）**

各種会計の決算状況を踏まえた本市の財政運営は、市税の合計収納率は前年度を上回る実績を上げるとともに、第４次行財政改革前期実施計画に基づき、事務事業の見直しや自主財源の確保等の取組を着実に推進し、一般会計においては前年度を上回る68億円余の実質収支を計上するなど評価できる結果でした。しかしながら、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれるため、引き続き、財政の健全性を確保しながら持続可能な財政運営を維持していくことが必要です。

本年度の予算執行状況については、４次総の令和６年度分の評価について確認した上で、当初予算を重点配分した４つの重点政策の中から事業を抽出して確認を行いましたが、おおむね適正に執行されていました。

令和６年２月市議会定例会施政方針において、「社会の大きな力がつながる」×「世界の大きな知が集まり、つながる」ことにより、新しい価値を共に創っていく「共創」、その「共創を下支えし、伴走する市政」が市政運営の基本方針として示されています。

今回、令和６年度当初予算における重点政策から抽出して確認した「子どもの遊び場設置・運営事業」、「国登録有形文化財 旧マッケンジー住宅 再生活用事業」、「スタートアップ協業等促進事業」は、本審査や現地調査を通して、いずれの事業も市政運営の基本方針を具現化した事業であることがうかがえました。これらは、社会の共感を得ながら共創により、課題解決に向けて取り組んでいる点で高く評価することができる事業でした。

今後もこれらの事業について成果の検証を行いながら発展させていくとともに、市政運営の基本方針が他の施策や職員を含め市政全般に浸透していくことで、市が取り組んでいる政策執行の変革による成果、すなわち共創による新しい価値の創出と社会課題の解決が着実に促進されていくことを期待します。

**●主な意見（公営企業会計決算）**

**【簡易水道事業会計】**

本市の簡易水道事業は、人口減少が続く中山間地域の住民の生活を支える重要なインフラとして、赤字補填のための一般会計補助金によりその大部分が支えられている事業ですが、本市の厳しい財政状況の中で、同補助金を少しでも減少させ、持続可能な事業として今後も安定的な経営を維持していく必要があります。本審査後の令和７年７月18日の市長定例記者会見では、水道事業について、令和７年度（2025年度）から令和21年度（2039年度）までの期間において耐震化対策・老朽化対策を集中投資し実施するために必要な財源を一度の改定で確保するためには、改定率を約＋50％とする水道料金改定が必要となることが示され、改定周期や改定率などの具体的な改定内容は、今後上下水道事業経営協議会の議論・意見を踏まえ、決定することとされています。「同一市民、同一料金」の

考えに立つ簡易水道料金についても水道料金と同様の改定が行われることとなりますが、そのことを当然のものとして受け止めるのではなく、水道料金の改定の検討内容やその過程を理解し、改定により得られる収入をどのように簡易水道事業に活用していくのかという点を含め、利用者の理解と協力も得ながら、更なる経営の効率化のための可能な限りの取組を一つずつ着実に進めていくことを期待します。

【病院事業会計】

令和６年度の清水病院の経営状況については、一般会計補助金を除く経常損益は、前年度に比べ損失が９億5,708万円増加し、22億2,157万円の損失となり、危機的な状態に陥っています。

決算審査資料の課題調書には、「病院一丸となった取組ができていたか、強い危機意識をもって取り組んでいたかどうか、など評価できない点はある。」と記載され、本審査においても、「病院幹部の業務分担さえなかった」、「経営については、病院長が全てを担っていた」という趣旨の説明があったことから、①重要な経営判断をどのような場、プロセスにより決定し、どのように共有していたのか、②経営改善に向けた各取組の推進、進捗管理及び効果の検証について、病院長をトップとする病院内での体制は、どのようなものであったか、③経営改善に向けたＰＤＣＡサイクルによる目標達成のためのマネジメントの中で、問題があったと認識していることはあるか、といった３点について確認したところ、次のような説明がありました。

①重要な経営判断事案については、幹部職員により構成される経営戦略管理会議にて審議又は報告され、その後、科長以上の職員が参加する運営会議で決定事項や周知事項について報告され、その下の階層職員には、運営会議に参加する職員から回覧や部署会議等で周知していた。
②毎年８月と12月頃に各診療科長や医療スタッフに対し病院長ヒアリングを行い、１回目では、取組等について病院長が確認後、院内各部署宛て取組内容を公表・実施し、２回目では、各取組についての進捗状況の確認や効果の検証等をしていた。また、医師を構成員とする医局会において、病院長自ら外来単価増に向けた検査件数や入院患者数の目標設定を説明し、自ら数値を管理する取組・検証を行っていた。
③マネジメントの問題としては、１つ目は、経営について病院長が全てを担っており参与や副病院長の関与がなく責任を担っていなかったこと、２つ目は、病院長ヒアリングで決定した取組内容について幹部職員間では共有していたが、下の階層職員には浸透していなかったこと、３つ目は、取組に向けた診療科ごとの具体的な目標設定や進捗管理が不足していたことであると認識している。

以上のとおり、令和６年度までの清水病院における経営改善に向けたマネジメントの体制は、重要事項を審議し、共有する会議体はあるものの、その構成員であり執行を担う病院幹部の経営に関する業務分担の定めはなく、責任の所在も不明であり、その結果、組織としての進捗管理は、診療科ごとの病院長ヒアリングの場において、実質的に全て病院長が決定し、取組等の進捗管理も担っていたと認められ、多岐にわたる経営課題について適切な進捗管理を確保するための体制としては極めて脆弱でした。

また、組織目標について幹部間の共有は会議体でなされても、危機的状況を改善するための取組方針が末端の現場にまで徹底されていたか、個々の職員が危機感と目標感をもって組織的に取組を行おうという環境となっていたかについても疑問であり、これまで経営改善に向けた取組を組織一丸となって推進するための組織的なマネジメントを行う機能及び体制が十分に確保されておらず、課題改善の目標に向けた組織的な推進力を発揮できていなかったと評価せざるを得ません。

現在、清水病院では、足元の経営状況を改善するため、医療政策アドバイザーやプロジェクトチームによる取組が進められているところであり、令和７年度には参与、副病院長等の病院幹部が所管する診療科等の業務区分を定めるとともに、医業収支の黒字化を達成するための診療科ごとの目標を設定の上、その目標に向けて令和７年度に達成すべき目標を定め、病院長、参与、副病院長による進捗管理を始めたとのことでした。そして、現行の経営計画についても、病院の在り方も含めた抜本的な見直しを検討しているとのことでした。

今後、診療科ごとの目標に向けて、経営改善の取組が確実に進められるよう、目標の達成時期を明らかにするとともに、目標達成に向けた取組の状況を適時適切に評価し、必要な改善措置を講じるといったマネジメントを組織の機能として確実に実施し、また、診療科をまたぐ諸課題についても組織横断的に対応できる体制を整えることで、組織一丸となって経営改善が着実に進められることを期待します。そして、全国的に自治体病院の経営困難が叫ばれる中、清水病院が地域に根差した病院として、市民から求められる役割や機能に即した病院の在り方の見直しにより、早急に病院の改革及びこれに基づく経営の改善が加速していくことを望みます。

【農業集落排水事業会計】

一般会計補助金を除く経常損益は、１億3,855万円の損失で、経常収支比率は、一般会計から補塡される補助金を除いた場合は66.36％と、収益確保が困難な状況であり、また、汚水処理費に占める施設使用料収入の割合を示す経費回収率は23.14％と、低率となっています。

このような状況に関し、赤字補塡のための一般会計補助金を除いた経常収支比率の改

善や当該補助金の縮減に向けて、どのような目標をもち、どのように取り組んでいく考えか確認したところ、一般会計補助金の繰入れがなければ成り立たない状況であり、同補助金についても将来にわたって同程度の水準で継続することは難しいと考えられることから、早期に目標を定め、一層の経営効率化に努めていくとのことでした。

また、経費回収率について、現状の数値をどのように評価しているか、改善が必要と考えている場合は、どのような目標を持ち、どのようなことに取り組んでいく考えか確認したところ、経費回収率は低率であり、使用者が支払う施設使用料が、必要な汚水処理コストを賄えていない状況であると評価し、現時点では数値目標は定めていないとのことでしたが、維持管理に係るコストの一層の節減として、細かな経費についても見直しを進めるとともに、施設使用料収入の確保についても現年度未納者への働き掛けにより、過年度未納の発生を抑制することや、口座振替による施設使用料の支払忘れ防止などの取組を継続して進めていくとのことであり、施設使用料についても、現在上下水道事業が進めている料金・使用料の改定に関する検討に併せ、改定の検討を進めていく予定であるとのことでした。

加えて、現状、汚水処理人口普及率は80.4%、接続率は77.2%であることについて確認したところ、普及率の水準は、全国平均である90.3%を目指していること、及び11地区のうち、供用開始が新しい４地区の平均は、普及率70.1%、接続率63.8%と低いことから、特に重点的に接続を求めていくとのことでした。

更に、市内11地区の施設は、いずれも老朽化が進んでおり、今後、施設を適切に維持・管理するための機能強化工事費の増加が見込まれることから、「機能強化工事実施計画」を見直し、支出額の縮減に努める必要があり、施設ごとの収支の見える化や、将来の受益者数を推計し、需要の減少を考慮したダウンサイジング等を踏まえた機能強化工事実施計画に見直すことで、支出額の縮減につなげるとのことでした。

農業集落排水事業は、事業の立地やその他の諸条件から、一般会計からの補助金なしでは経営が成り立たない事業でありますが、本市の厳しい財政状況の中で、さらには、日常管理に係る地域住民の担い手不足といった状況も踏まえながら、同補助金を少しでも減少させ、持続可能な事業として今後も安定的な経営を維持していくため、今後の施設使用料の改定や接続等に関する利用者等の理解と協力を得ながら、老朽化対策に伴う実態に即した施設規模への更新や、更なる経営の効率化のための目標を定め、可能な限りの取組を計画的かつ着実に進めていくことを期待します。

【水道事業会計】

令和６年度に、従来の「供給区域全体の面的整備」から、取水施設から重要施設を経由して下水処理場までの上下水道一体の「重要施設の線的耐震化推進」に方針を改め、これまでの整備計画等が大幅に変更されたとのことであり、事業を着実に推進していくため、年度ごとの目標とする重要施設を明確にし、関係課が連携した進捗管理を徹底していか

なければならないとの課題があるとのことでしたが、重要施設への供給ルートの選定に当たっては、これまでの面的整備を踏まえて効果が早期に期待できるルートを優先的に選定しており、これまで進めてきた整備においても不都合や無駄が生じることはないとのことでした。

重要施設は、上下水道共通262施設、下水道処理区域外95施設の計357施設あり、優先順位として、①人命に係る災害拠点病院及び救護病院、②指令機能を担う災害対策本部、③避難生活の拠点となる避難所の順で整備を行っていくこととし、2035年までに災害拠点病院及び救護病院、災害対策本部、各中学校区に最低１か所の避難所で給排水が確保できている状態を、2040年には各小学校区に最低１か所の避難所で給排水が可能な状態を目指す計画としています。

今回の耐震化の大きな方針転換は、令和６年１月の能登半島地震において上下水道施設に甚大な被害が生じ、復旧が長期化したことを踏まえ、給排水ルートの耐震化の重要性が見直されたものですが、災害時のライフラインの確保の観点から高く評価されるものです。

一方で、この建設投資を進めるための財政状況として、令和６年度末の補塡財源残高は79億3,400万円余であり、これが今後の建設投資の財源の一部になると想定されますが、線的耐震化の加速化に係る今後15年間における事業費は、概算で約1,000億円と試算されているとのことであり、これら耐震化の加速と老朽化対策及び物価高騰による維持管理費の増加を反映した財政シミュレーションの結果、現行の料金体系のままでは、補塡財源が枯渇する見込みで、料金改定は不可避であるとのことでした。

また、「給水収益に対する起債残高の割合」は、類似団体平均値と比較して高く、現状において借金に依存した投資体質となっていますが、企業債を減らすことは料金の値上げにつながることから、耐震化や老朽化対策の受益が将来世代まで及ぶことを考慮した企業債の借入れが必要であり、料金の改定と企業債残高については、学識経験者や公募市民等が委員となっている上下水道事業経営協議会で意見を聴きながら、検討していくとのことでした。

本審査後の令和７年７月18日の市長定例記者会見において、令和７年度（2025年度）から令和21年度（2039年度）までの期間において耐震化対策・老朽化対策を集中投資し実施するために必要な財源を一度の改定で確保するためには、改定率を約＋50％とする水道料金改定が必要となることが示され、改定周期や改定率などの具体的な改定内容については、今後上下水道事業経営協議会の議論・意見を踏まえ、検討することとされています。

線的耐震化及び老朽化対策の計画的な推進は、水道事業の「安全・安心な水を持続的に安定・安価に供給する」という使命の下、平常時のみならず災害時においても市民が求める水道サービスを提供するため、また、本市水道事業の将来にわたる安定的な経営を維

持するためにも必要不可欠な事業であることから、市民への丁寧な周知、説明を行い、十分な理解の下で、これを確実に実現するための料金改定を含む財政措置を的確に講じ、事業を着実に進められるよう、上下水道局が一丸となって取り組んでいくことを期待します。

なお、線的耐震化の各年度事業費について、仮に事業費約1,000億円を単純に15年で割った場合、年間事業費は67億円となる。この事業を受注する業者を確保できるのか、発注方法の工夫や参入可能な業者の拡大等についても検討をお願いします。

**【下水道事業会計】**

本市の下水道管のうち標準耐用年数50年を経過する管は、令和５年度末で全体の約８％で、今後何も対策を講じない場合、10年後には約14％、20年後には約40％になると見込まれ、経年管が増加していく中で、状態監視保全により効率的に老朽化対策を行っているとされています。

そうした中、先般、埼玉県八潮市において道路陥没の重大事故が発生し、これまでの計画的な老朽化対策に加えて、国からの要請による特別調査を行う必要が生じたこと、また、今後、下水道管布設のピークである1990年代に布設された管路を対象とした調査数が増大する中で、今回の事故を受けて、点検対象範囲の拡大や頻度が大きく見直されることが想定され、さらに必要経費が増えていくことが考えられるとのことでした。

そこで、現在、標準耐用年数50年を超えた管路について、これまでの調査結果を確認したところ、直近の令和５年度の実績として、約58kmの調査に対し、約21㎞、36％で「健全度が低い」と判定され、改築・修繕に取り組んでいるとのことでした。

また、現在、目視やテレビカメラにより管路調査を実施していますが、これらの調査結果から判定した健全度の割合を踏まえ、水道事業で先行しているＡＩ劣化診断技術を参考に、スクリーニングとして下水道管の劣化している可能性の高い箇所を予測し、そこに重点投資することで、効率的な管渠（かんきょ）調査が期待されると考え、令和６年度にＡＩ劣化予測を手掛けている業者２者と導入検討を含めた実証実験に取り組んだとのことでした。

下水道管の損傷は、道路陥没など人命に関わる重大事故につながるおそれがあるとともに、市民生活にも重大な影響が出るおそれがあることから、このような事故を防ぐための老朽化対策は、遅延が許されるものではなく、その行政負担は大きな課題となっています。現在実施している特別調査は、下水道管の調査や維持管理を主として行っている業者に調査業務を発注し、必要な人員や機材を確保した上で実施しており、計画どおり調査完了を目指している点は評価できます。また、現時点では、実証実験の段階とのことですが、今後、ＡＩなどの新技術も活用して、管の劣化予測や優先度判定を行い、

点検箇所を重点的に絞り込むことにより、調査の効率化やコスト削減を進めていくことは有用であり、このような新技術の導入について、積極的に取り組む姿勢は評価できるものです。今後は、官民連携により技術改善と検証を積み重ね、新技術の精度が高まった際は、これを活用した効率的な調査に基づく老朽化対策が推進されることを期待します。また、今後の老朽化対策調査に係る財政的負担について、他都市と連携し国に対して財政支援を積極的に要望していくことが望まれます。

## 財政健全化法に関する審査

健全化判断比率の審査

審査期間　　令和７年７月16日～令和７年８月19日

資金不足比率の審査

審査期間　　令和７年７月１日～令和７年８月19日

令和６年度決算に基づく静岡市健全化判断比率

| 健全化判断比率 | 令和６年度静岡市 | 早期健全化団体 | 財政再建団体 |
|---|---|---|---|
| 実質赤字比率 | ― | 11.25%～ | 20%～ |
| 連結実質赤字比率 | ― | 16.25%～ | 30%～ |
| 実質公債費比率 | 5.9% | 25%～ | 35%～ |
| 将来負担比率 | 30.9% | 400%～ | |

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確であるものと認められました。

令和６年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査

| 公営企業 | 令和６年度静岡市 | 経営健全化団体 |
|---|---|---|
| 水道事業会計 | ―（資金不足はありません） | 20%～ |
| 簡易水道事業会計 | ―（資金不足はありません） | |
| 病院事業会計 | ―（資金不足はありません） | |
| 下水道事業会計 | ―（資金不足はありません） | |
| 農業集落排水事業会計 | ―（資金不足はありません） | |
| 中央卸売市場事業会計 | ―（資金不足はありません） | |

審査に付された各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確であるものと認められました。



## 内部統制評価報告書審査

審査期間　　令和７年５月23日～令和７年８月19日

内部統制評価報告書審査では、市長による内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査しました。

審査の結果、重要な点において内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。

**●主な意見**

**再発防止策の更なる取組について**

再発防止策の徹底については、定期監査においても内部統制評価報告書審査においても繰り返し述べていますが、令和６年度の定期監査においては過去の定期監査の指摘に対する措置を講じた旨の監査委員への通知をしていたにもかかわらず再度指摘となった事案が複数確認されたことから、改めて再発防止策の徹底について提言を行ったところです。

令和６年度中に把握された不備である「期日前投票における投票誤り」、「障がい者共生のまちづくり計画の印刷製本業務に係る納品前の支払い」及び「介護保険の過大給付」については、いずれも過去にあった不備と同様の不備が繰り返された事案でした。

また、今回、重大な不備と評価された「静岡庁舎３階飲食スペース厨房部分の貸付契約締結遅延について」は、令和６年度の定期監査で再度指摘となった事案の１つであり、同業務に対しては、令和３年度の定期監査において事業決裁及び仕様書に定める手続の不存在について指摘をしており、再発防止策として執行管理表を作成して進行管理をするなどの措置を講じたと報告がなされていましたが、実際には措置が講じられていなかったものです。加えて、本事案は財産管理に関する業務統括課である管財課の事案でした。

内部統制評価報告書によれば、不備の再発を防ぐため、事務事業事故が発生した所属、業務統括課及び定期監査等で指摘事項のあった所属のうち、コンプライアンス推進課が抽出した所属を対象に、モニタリング調査を実施しているとのことです。この調査は、事務事業事故の内容に応じて関係する業務統括課がコンプライアンス推進課に同行し、又は単独で個別に実施しており、また、併せて業務統括課自身もコンプライアンス推進課のモニタリングの対象となるとのことです。

業務統括課に対して実施するモニタリング調査については、業務統括課で不備が発生した影響の大きさを勘案し、特に制度マニュアルに不整合や不明瞭な点がないか、必要十分な内容になっているかなどの点について注意し、より慎重に調査を実施することが必要であるとの認識が示されました。

これまでも内部統制の不備に対する改善措置として、それぞれの事案においてマニュアルの整備、ダブルチェックの徹底などの再発防止策を講じたとの報告がなされていますが、残念ながら同様の不備が繰り返し発生しています。組織的な対応を進めている中で、少なからずヒューマンエラーが発生してしまうこと自体はやむを得ないことですが、再発防止策を講じたことで、事案対応が一区切りつき、その後の期間の経過により職員の意識の低下や人事異動に伴う引継ぎ不足等により、それぞれの事案に対する組織的な再発防止の推進力が弱まることも想定されます。

内部統制の不備は繰り返される可能性があることを前提として、継続的にモニタリングすることは有用であり、併せて、令和６年度定期監査結果を踏まえて、「定期監査の指摘事項に対する措置状況を組織的に確認する仕組」を構築し、次回の定期監査までの間、改善措置の状況を追跡調査することとしたことは、再発防止の取組の強化として評価できるところです。このモニタリング及び新たな仕組みにより、漏れなく組織的に再発防止の取組の状況が確認され、職員間に再発防止の意識が根付き、再発防止のための組織的な取組が実効性のあるものとして維持されることを期待するとともに、特に業務統括課においては、業務を統括する責任の重大さを改めて認識し、自らが統括業務についてのモニタリング等を行い、率先して再発防止に取り組むことを望みます。

## 例月現金出納検査

各種会計、簡易水道事業会計、病院事業会計、農業集落排水事業会計、水道事業会計、下水道事業会計について、現金出納機関の毎月の事務処理が適法かつ正確に行われているか、各種検査資料により計数確認を行うとともに、現金、預金、一時借入金等の管理状況の適否を検査するほか、抽出科目の伝票のチェックとともに現金、預金残高についても確認しました。

| 例月現金出納検査の対象 | |
|---|---|
| 各種会計 | 一般会計<br>特別会計<br>・静岡市電気事業経営記念基金会計<br>・静岡市土地区画整理清算金会計<br>・静岡市公共用地取得事業会計<br>・静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計<br>・静岡市公債管理事業会計<br>・静岡市競輪事業会計<br>・静岡市国民健康保険事業会計<br>・静岡市駐車場事業会計<br>・静岡市介護保険事業会計<br>・静岡市介護保険サービス会計<br>・静岡市中央卸売市場事業会計<br>・静岡市後期高齢者医療事業会計<br>・静岡市立静岡病院事業債管理事業会計<br>基金（財政調整基金など５３基金）<br>歳入歳出外現金（保証金、国庫金、県歳入金、その他）<br>つり銭<br>財産区会計（井川財産区会計、両河内財産区会計） |
| 企業会計 | ・簡易水道事業会計<br>・病院事業会計<br>・農業集落排水事業会計<br>・水道事業会計<br>・下水道事業会計 |



# 7　住民監査請求監査

住民監査請求は、静岡市民（静岡市内に住所を有する方、市内に所在する法人）が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です(地方自治法第 242 条第１項)。

特に理由がある場合には、監査委員の監査に代えて、外部監査人(公認会計士、弁護士等)による監査を求めることもできます(地方自治法第 252 条の 43 第１項)。外部監査人による監査は、監査委員が必要と認めた場合に、市長が議会の議決を経て、外部監査人と個別外部監査契約を締結し、実施されることになります。

なお、令和６年度は３件の請求がありましたが、令和７年度は請求がありませんでした。



住民監査請求に関する詳細は、静岡市のホームページを御覧ください。
https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2378/s008252.html

**よくある質問**

Ｑ１　どんなことでも住民監査請求できますか？

Ａ１　住民監査請求ができるのは、市長や市職員等に、次のような財務会計上の行為又は怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合です。

「財務会計上の行為又は怠る事実」とは、以下のような場合をいいます。

（１）違法又は不当な

①公金の支出　(補助金の支出など)
②財産の取得、管理、処分　(土地、建物、物品など)
③契約の締結、履行　(工事請負、購入など)
④債務その他の義務の負担　(借り入れなど)

（２）違法又は不当に

①公金の賦課徴収を怠る事実　(市税の徴収を怠る場合など)
②財産の管理を怠る事実　(損害賠償請求を怠る場合など)

なお、上記（１）については、それぞれの行為が行われることが相当

の確実さで予測される場合も対象になります。これらの行為の日から１年以上経過している場合（（２）を除く）は、「正当な理由」がない限り請求することはできません。

Q2　行為の日から 1 年以上経過しているものについて住民監査請求をする場合の「正当な理由」とは、どのようなことですか？

A２　１年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で「正当な理由」を説明していただく必要があります。「正当な理由」とは次のようなものです。

（１）当該行為が秘密裏になされたことなどにより、客観的に知ることが困難な状況にあった場合

（２）天災地変による交通機関の途絶など客観的、物理的に請求の提起が不可能であった場合

Q3　住民監査請求をするにはどうしたらよいですか？

A３　監査請求書を作成し、事実を証明する書面（公文書開示請求により開示を受けた文書や新聞記事の写しなど）を添付して提出してください。提出に当たっては、できる限り静岡市監査委員事務局（葵消防署５階）へ直接お持ちください。やむを得ない場合は、監査委員事務局に郵送してください。ファックスや電子メールでの受付はできません。

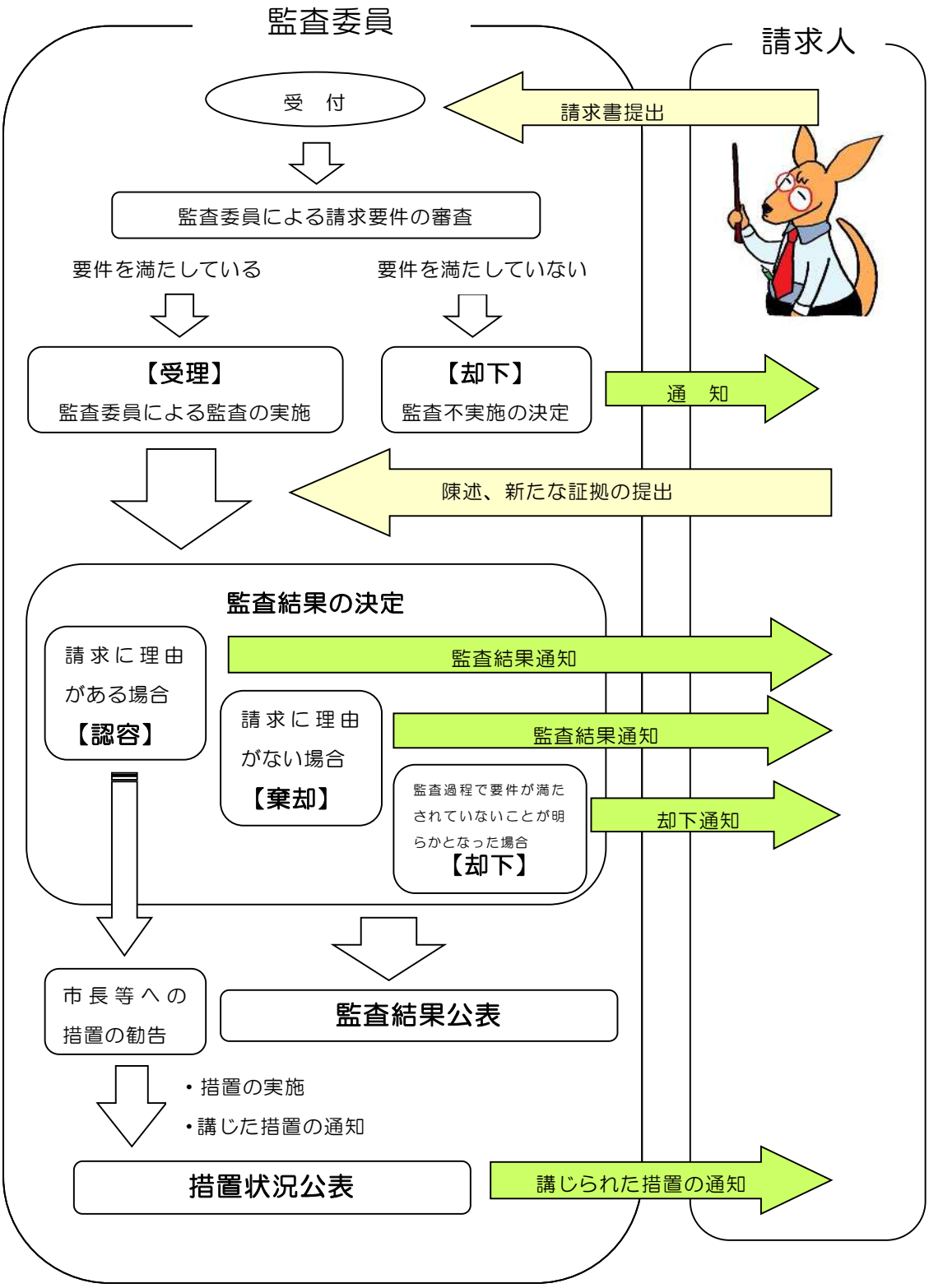
Q４　監査結果に不服がある場合はどうしたらいいのですか？

A４　請求人が監査結果などに不服がある場合は、住民訴訟を提起して、措置を講ずるよう請求する手段があります(地方自治法第242条の２)。

なお、住民訴訟の対象事項は、違法な行為又は怠る事実に限られています。また、住民訴訟の出訴期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。

| | | |
|---|---|---|
| １ | 監査結果や勧告の内容に不服のある場合(監査を実施せず却下されたことに不服のある場合も含む) | 監査結果などの通知があった日から30日以内 |
| ２ | 監査委員の勧告を受けた、市長や職員等の措置に不服がある場合 | 措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内 |
| ３ | 監査委員が、監査請求のあった日から60日(個別外部監査を実施した場合90日)以内に監査又は勧告を行わないとき | 60日(90日)を経過したときから30日以内 |
| ４ | 監査委員の勧告を受けた市長や職員等が、必要な措置を講じない場合 | 勧告において示された期間を経過してから30日以内 |

## 住民監査請求　～監査委員による監査の流れ～



# 8　外部監査

## ●　包括外部監査

包括外部監査制度は、監査委員による監査とは別の監査制度で、市の組織に属さない外部の専門的知識を有する者（公認会計士や弁護士などの外部監査人）が、市長との外部監査契約に基づいて監査を行う制度です（地方自治法第 252 条の 27 第２項）。

外部監査人がテーマを決めて監査を実施します。

| | |
|---|---|
| 令和７年度<br>テーマ | 庁舎の目的外使用許可に関する諸手続及び庁舎の使用者に対する財務事務の執行について |
| 監査の視点 | 監査テーマである「目的外使用許可業務」及び「支出金業務」に関して、合規性（目的外使用許可業務及び委託業務が関連する法令及び条例・規則等に準拠しているかどうか）、３E（委託業務が経済性（Economy），効率性（Efficiency），有効性（Effectiveness）の観点から適切に遂行されているかどうか）、内部統制の視点（合規性や３E視点の適切性を担保するための内部統制の整備状況、運用状況の妥当性）の視点から監査を実施。<br>①目的外使用許可の諸手続が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して適正に処理されているか。<br>②財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して適正に処理されているか。<br>③財務事務の執行が、いわゆる３E（経済性・効率性・有効性）を実現する観点から、効果的かつ効率的に行われているか。<br>④所管課が行う、財務事務の執行等について、効果的かつ効率的なものとなっているか、また、それを実行する市の考え方は合理的なものとなっているか。 |
| 監査対象部局 | ①本件に関する全庁共通事務を所管する対象部課<br>財政局財政部管財課<br>②庁舎の使用者（括弧内は庁舎の目的外使用申請に関し、副申をしている部課等） |

| | |
|---|---|
| | ・一般財団法人静岡市土地等利活用推進公社（総合政策局社会共有資産利活用推進課）<br>・静岡市自治会連合会（市民局市民自治推進課）<br>・しずおか市消費者協会（市民局生活安全安心課）<br>・静岡市葵区自治会連合会（葵区役所地域総務課）<br>・NPO法人静岡県作業所連合会・わ（清水区役所清水福祉事務所障害者支援課）<br>・興津川保全市民会議（環境局環境共生課）<br>・静岡市環境保全推進協力会（環境局環境保全課）<br>・静岡市誰もが活躍推進協議会（保健福祉長寿局地域支え合い推進部地域包括ケア推進課）<br>・静岡市食品衛生協会（保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所清水支所）<br>・一般社団法人静岡市母子寡婦福祉会（こども未来局こども家庭福祉課）<br>・静岡市公営企業管理者（上下水道局経営管理部上下水道総務課）<br>・静岡市学校給食会（教育委員会事務局教育局学校給食課）<br>③その他部課等（括弧内は庁舎の使用者）<br>・保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所食品衛生課<br>・建設局土木部河川課<br>・財政局財政部管財課（株式会社静岡セイコー） |
| 外部監査人 | 公認会計士　湯浅　達夫 |
| 実 施 期 間 | 令和７年４月１日～令和８年３月31日 |

包括外部監査の結果は、静岡市のホームページを御覧ください。
https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4367/s008190.html



静岡市

令和７年度　監査のあらまし

令和８年11月発行

【発行】
静岡市監査委員事務局
〒420-0853　静岡市葵区追手町６番２号
電話　　054(266)7223
E-mail　　kansa@city.shizuoka.lg.jp

